

京の食彩券（京都府産農林水産物振興プレミアム付き商品券）利用店舗募集要項

1 商品券発行事業の概要

(1) 概要

商品券名称	京の食彩券
購入対象商品	京都府産農林水産物(食料品)及びそれらを使った加工品および料理
発行者	公益社団法人京のふるさと産品協会
発行額	6億円
発行内容	・10万冊(1冊6,000円) ・1冊12枚綴り(500円券×12枚)
プレミアム率	・20%
利用期間	・平成27年10月1日(木)～平成28年1月5日(火)
販売額	5,000円/冊(冊単位での販売)
販売方法	応募抽選方式 1 応募受付 平成27年9月上旬から予定 2 抽選により当選者を決定 3 当選者に引換券を送付 4 京都府下JA店舗他にて引換券を提出して、商品券を購入する。
利用店舗	公募により申込された小売店・飲食店など(上限1,500店舗)
購入制限	1人4冊まで 販売額20,000円(額面:24,000円)まで
購入可能者	京都府内在住、在勤、通学する者
利用制限	1会計につき、24,000円(4冊分)まで
その他	・現金・他の商品券との引替えは行わない。お釣りは出ません。 ・転売禁止・オークションサイト等への掲載も禁止

(2) 利用店舗とは

利用店舗とは、個人の消費者が商品券を使用して、直接、商品やサービスを購入できる店舗のことを言います。利用店舗は、全て登録制とし、以下にその手続きや注意点を記載します。

2 利用店舗の区分について

(1) 利用店舗は大きく分けて2つの区分があります。

ア 物販店…京都府産農林水産物及びその加工品を販売する店舗

イ 飲食店…京都府産農林水産物を原材料とした飲食を提供する店舗

※プレミアム付き商品券で買い物ができる加工品について

プレミアム付き商品券で買い物ができる加工品は、主たる原材料が京都府産である商品とする。

3 物販店としての登録要件

物販店として、京の食彩券利用店舗へ登録できる店舗は、次の3(1)の(a)～(f)のいずれかの登録要件を満たし且つ3(2)の取組要件及び5の共通要件のすべてを満たす店舗とします。

(1) 物販店の登録要件

(a) 京野菜ランド推進協議会加盟店

- (b) 京都府内の道の駅
- (c) J Aグループ京都農畜産物直売所連絡会加盟店
- (d) ほんまもん京野菜取扱店
- (e) 京野菜マルシェ参加店
- (f) 協力団体会議に参加する各団体が定める指定店又は推奨店等*

※P 7別紙参照

(2) 物販店における取組要件

- ・ 京都府内産の農林水産物を取り扱う店
- ・ 京都府内産の農林水産物及び加工品について確実な仕入れルートを有すること。
- ・ 売り場において、消費者に京都府産品のコーナー、ポップなどで京都府産品であることを表示し、購入時に対象商品を確認できる店舗
- ・ 京都府産品の利用促進に貢献いただける店舗

4 飲食店としての登録要件

飲食店として、京の食彩券利用店舗へ登録できる店舗は、次の4(1)の(g)～(l)のいずれかの登録要件を満たし且つ4(2)の取組要件及び5の共通要件すべてを満たす店舗とします。

(1) 飲食店の登録要件

- (g) 京都府内の道の駅
- (h) 旬の京野菜提供店
- (i) 京のおもてなし企画参加店
- (j) 京都米提供店
- (k) 宇治茶カフェ認定店
- (l) 協力団体会議に参加する各団体が定める指定店又は推奨店等*

※P 7別紙参照

(2) 飲食店における取組要件

- ・ 京都府内産の農林水産物を原材料に利用したメニューを提供できる店舗
- ・ 京都府内産の農林水産物の食材について確実な仕入れルートを有すること。
- ・ 京都府産品を食材としていることをメニュー等、店内で表示され、精算時に対象商品を確認できる店舗
- ・ 京都府産品の利用促進に貢献いただける店舗

5 その他共通要件

- (1) 京都府内において、事業所、店舗等を有する事業者とし、府内の店舗等においてのみ商品券の取扱が可能です。
- (2) (1)の場合であっても、次の事業者は除く。
 - ア 「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心を煽るおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの営業等を行っている者
 - イ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている者
 - ウ 下記7[商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う者
 - エ 京都府の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
 - オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(昭和40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の

禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等

カ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

キ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ク 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

コ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

6 商品券の取扱いに関する遵守事項

- (1) 商品券は、個人用又は家庭用消費のために商品を購入する場合及び、個人の消費者に対して直接サービスを提供する店舗からサービスを購入する場合にのみ利用可能です。
 - ※ 業者間の取引には利用できません。
 - ※ 上記以外において商品券を売買・流通させることは禁止します。
- (2) 商品券はいかなる場合でも**現金との交換は禁止**します。
 - ※ 商品券を現金と交換する行為等が判明した場合は、商品券の取扱停止、利用停止及び換金を停止する場合があります。
- (3) 商品券の取扱枚数は、**1会計の商品販売につき4冊（24,000円）を取扱の限度**とします。取扱限度を超える商品の販売やサービスの提供にあたっては、限度額を超えた代金を現金等で受け取ってください。
- (4) **お釣りは出さない**で下さい。不足分は現金等で受け取って下さい。
- (5) 綴りから切り離された商品券は原則使用できませんが、利用者（消費者）が綴りを持っており、その場で、商品券の管理番号からその綴りのものと確認できれば、使用できますので、受け取ってください。
- (6) 商品券の**利用対象外となる商品やサービス**などを独自に定める場合（特売品など）や国又は公益社団法人京のふるさと産品協会が、商品券の利用対象外の商品又はサービスとして指定した場合は、商品券の利用者が容易に判別できるよう、陳列棚、チラシ等に「**商品券利用対象外商品**」等と必ず明示して下さい。
 - ※ 対象外商品の売買によるトラブルに関しては、発行者（公益社団法人京のふるさと産品協会）は一切関知いたしません。
- (7) 有効期間を過ぎた商品券は受け取らないで下さい。
- (8) 商品券の盗難・紛失、滅失又は偽造、模造等に対して発行者（公益社団法人京のふるさと産品協会）は、責を負いません。
- (9) 次の行為は固く禁止します。
 - ア 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を利用すること。
 - イ 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、販売事業者が消費喚起の趣旨に反する行為をすること。
 - ウ 商品券を、事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること。

- (10) 不正利用の疑いがあると思われた場合は、**立ち入り調査を実施**します。調査に協力いただけない場合は、利用店舗の登録を抹消するとともに、全ての換金を停止します。
- (11) 利用店舗が商品券を不正に利用した場合は、利用店舗の登録を抹消するとともに、**損害が発生した場合は損害賠償を請求することがあります**。

7 商品券の利用対象にならないもの

京の食彩券は、府内産の農林水産物の振興を図り、併せて地域の消費を喚起するため、府内産農林水産物・加工品・飲食品などを対象にしたプレミアム付き商品券です。以下に利用対象とならないものについて列挙していますが、これら列挙した「商品」、「サービス」、「商品券の利用方法等」以外については、**発行の目的に照らして利用対象なのかどうかを公益社団法人京のふるさと産品協会が判断**します。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (3) 商品券の交換、売買及び質入れ
- (4) 有価証券、商品券、旅行券、乗車券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (5) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (6) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (7) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に関わる支払い
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び**食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い**
- (9) 特定の宗教及び政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

8 利用店舗登録の申込方法

- (1) 申込方法
利用店舗登録希望者は、この「募集要項」に同意の上、利用店舗登録申請書に必要事項を記入し、下記のいずれかの方法で申請して下さい。
 - ① 郵送で申請：〒600-8421 京都市下京区綾小路通烏丸西入童侍者町167
AYA 四条烏丸ビル2階
「京の食彩券事務局」
 - ② FAXで申請：075-284-0184
Mailで申請：kyoto-syokusai@west.jtb.jp
- (2) 各種別組合について
ア 各種協会・組合などの団体である業種別組合にあつては、**団体ごとに申し込み**を行ってください。
イ なお、団体（組合）が申し込みを行わないが、個人（店舗単独）として登録を希望される場合は、前記(1)の方法によりお申込み下さい。
- (3) 上記の(2)に該当する団体で、団体（組合）ごとに申込まれる場合は、各店舗の名称、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、FAX番号、担当者氏名がわかるものを添付し、すべての利用店舗が「募集要項」を理解して頂いた上で、申込み必要があります。
- (4) 申込み期間 平成27年8月24日（月）迄
申込み期間内にお申込みを頂いた利用店舗は、利用店舗をお知らせする初版のホームページに店名等を掲載します。**平成27年8月25日（火）予定**
※利用店舗の**募集は随時**行っていますが、ホームページへの掲載は、登録が完了次第行います。

(5) 登録

- ア 申込みのあった事業者については、審査を経て、利用店舗として登録します。
- イ 店頭に掲示して頂く利用店舗の表示ステッカー及びポスター等は後日郵送します。ただし、登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。
- ウ 商品券を扱えるのは、**登録が完了**してからになります。申請を行っただけでは、取り扱えませんのでご注意ください。

9 利用店舗の責務等

利用店舗は、次に掲げる事項を遵守又は留意して下さい。

- (1) 利用店舗は、利用できる店舗であることが明確になるよう、事務局が配布するポスター及びステッカーを消費者に分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 使用される商品券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認して下さい。なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報して下さい。また、その旨を京の食彩券事務局へ連絡して下さい。
商品券の見本については、レジ担当者や商品券を取り扱う全ての店員にご周知願います。
- (3) 取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため券裏面に**利用店舗受領印**を捺印することとし、**既に受領印があるものは、受け取りを拒否して下さい。**また、使用済み商品券を換金するにあたり、万一入金額に差異があった場合、確認のため、利用店舗控え部分が必要なので、入金確認を完了するまで保管して下さい。（この控えがない場合は、振込金額の差異があっても異議申し立てができないこととなります。なお、控え片がある場合でも、振り込み後、2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご注意願います。）なお、申請時の店舗と裏面の利用店舗名が異なると換金できない場合があります。
- (4) 商品券の交換及び売買を行わないで下さい。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られた商品券のみ換金可能となります。
- (5) 公益社団法人京のふるさと産品協会、その他当該事業に係る関係者の事業運営に協力して下さい。

10 換金手続きについて

物品の販売又はサービスの提供などの取引において商品券を受け取った取扱店は、換金を申し出ることができ、その方法については以下(1)～(4)によることとします。

- (1) 利用店舗は、専用のレターパック（換金ツール）に商品券半券を請求書と共に封入し、郵送にて事務局へ送付してください。期間中3回（月1回）予定。
- (2) 換金時に**別に定める振込手数料を差し引いた金額**が、指定口座へ支払われることとなります。
- (3) 換金請求期間は、平成27年10月1日（木）～平成28年1月29日（金）までとします。この期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをして下さい。
- (4) 換金請求日に応じて振込設定日に利用店舗の指定口座へ支払われます。
- (5) 換金方法等の詳細については、後日配布します「利用店舗用運営マニュアル」の通りとします。

11 利用店舗の登録抹消等

- (1) 京の食彩券利用店舗募集要項に定める各項目に違反した場合は、利用店舗の登録を抹消します。
- (2) 利用店舗の登録を抹消した場合は、換金の拒否及び損害金の請求等が生じる場合があります。

12 その他留意事項

- (1) 商品券の取り扱い、換金の方法など詳細については、ホームページもしくは郵送にて配布する「利用店舗用運営マニュアル」を参照して下さい。
- (2) 「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、公益社団法人京のふるさと産品協会が決定します。
- (3) 利用店舗の情報（店舗の名称、所在地、電話番号、業種等）は、「商品券の使えるお店」として、京の食彩券ホームページ、その他の方法により広報します。
- (4) 国又は公益社団法人京のふるさと産品協会の方針等によって、内容が変更される場合があります。
- (5) 平成28年2月29日以降の異議申し立てはできません。

<問い合わせ先>

京の食彩券 事務局

TEL. 075-284-0186

FAX. 075-284-0184

Mail: kyoto-syokusai@west.jtb.jp

受付時間 (9:30~17:30)

(土)(日)(祝日)休業

URL. <http://kyoto-syokusai.jp>

(別紙)

※「3 物販店としての登録要件(1)(f)」又は「4 飲食店としての登録要件(1)(l)」に該当するとして登録する場合は、以下をお読みください。

協力団体会議に参加する各団体の指定店又は推奨店等について

■協力量団体会議について

協力量団体会議とは、公益社団法人京のふるさと産品協会が発行する「京の食彩券」を活用し、府内産農林水産物やその加工品等の需要拡大、販売促進を促進させるための組織です。

「京の食彩券」協力量団体会議に加盟する団体

(公社)京のふるさと産品協会、京都府農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会京都府本部、京都府茶協同組合、京都府酒造組合連合会、京都府米穀小売商業組合、(一社)京都府米食推進協会、京都府漁業協同組合、京都府内水面漁業協同組合連合会、京都府水産流通協同組合連合会、京都肉牛流通推進協議会、京都食肉買参事業協同組合、亀岡牛枝肉振興協議会、京都府森林組合連合会、京都府特用林産振興連絡会、京野菜ランド推進協議会、JAグループ京都農畜産物直売所連絡会、JAグループ京都農業法人協会、京都府農業法人経営者会議、(一財)丹後王国食のみやこ、京都鶏卵・鶏肉安全推進協議会

■協力量団体会議に参加する各団体が定める指定店又は推奨店について

協力量団体会議に参加する各団体が定める指定店又は推奨店等にあたる店舗とは、取扱産物別に以下の取り組みを行う店舗のことをいいます。

1 水産物取扱店(物販店、飲食店共通)

期間中3種類(淡水魚介類の場合は1種類)以上の府内産の水産物又はそれらを原料とする調理加工品を扱う。

なお、必要に応じ仕入れ実績の一部を伝票等により提示いただく場合があることを御了承願います。

2 京都産和牛肉・京都産豚肉の取扱店

(1) 物販店

(a) 「京都肉」、「京都ぽ一く」等の京都産和牛肉、京都産豚肉販売店の場合

- ① 常時、京都産の和牛肉・豚肉を販売している又は販売することが確実な小売店舗で、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回京都産和牛肉、京都産豚肉の取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写しを提出すること。
- ③ 売り場において、「京都産和牛肉」・「京都産豚肉」等の表示がされ、「京の食彩券対象商品」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産和牛肉・京都産豚肉の販売実績(量・金額)を報告できること。

(b) 「京の肉」、「亀岡牛」販売指定店の場合

- ① 「京の肉」、「亀岡牛」販売（取扱い）指定店舗であること。
- ② 京のふるさと産品協会より要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写しを提出すること。
- ③ 売り場において、「京の肉」、「亀岡牛」の表示がされ、「京の食彩券対象商品」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に「京の肉」、「亀岡牛」の販売実績（量・金額）を報告できること。

(2) 飲食店

(a) 「京都肉」、「京都ぼーく」等の京都産和牛肉、京都産豚肉のメニュー提供店の場合

- ① 常時京都産和牛肉・京都産豚肉を使ったメニューの提供を行っている又は行うことが確実な飲食店であり、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回京都産和牛肉、京都産豚肉の取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写し並びにメニューの写しを提出すること。
- ③ メニューにおいて「京都産和牛肉使用」、「京都産豚肉使用」等の表示がされ、「京の食彩券対象メニュー」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産和牛肉、京都産豚肉のメニュー提供実績（数・金額）を報告できること。

(b) 「京の肉」、「亀岡牛」のメニュー提供指定店の場合

- ① 「京の肉」、「亀岡牛」販売（取扱い）指定店であること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写しを提出すること。
- ③ ①以外の店舗においては、(2)の(a)の①と同じ対応をすること。
- ④ メニューにおいて、「京の肉」、「亀岡牛」の表示がされ、「京の食彩券対象商品」であることが確認できること。
- ⑤ 実績報告時に「京の肉」、「亀岡牛」の販売実績（量・金額）を報告できること。

3 京都産鶏肉の取扱店

(1) 物販店

- ① 常時京都産の鶏肉を販売している又は販売することが確実な小売店舗であり、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写しを提出すること。
- ③ 売り場において、「京都産鶏肉」等の表示がされ、「京の食彩券対象商品」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産鶏肉の販売実績（量・金額）を報告できること。

(2) 飲食店

- ① 常時京都産鶏肉を使ったメニューの提供を行っている又は行うことが確実な飲食店であり、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回京都府産鶏肉の取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写し並びにメニューの写しを提出すること。
- ③ メニューにおいて「京都産鶏肉使用」等の表示がされ、「京の食彩券対象メニュー」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産鶏肉のメニュー提供実績（数・金額）を報告できること。

4 京都産鶏卵の取扱店

(1) 物販店

- ① 常時京都産の卵を販売している又は販売することが確実な小売店舗であり、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類をはじめ、必要な書類を提出すること。
- ③ 売り場において、「京都産たまご」等の表示がされ、「京の食彩券対象商品」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産鶏卵の販売実績（量・金額）を報告できること。

(2) 飲食店

- ① 常時京都産鶏卵を使ったメニューの提供を行っている又は行うことが確実な飲食店であり、申込み時点から過去3ヶ月以内に、複数回京都府産鶏卵の取扱実績があること。
- ② 京のふるさと産品協会から要請があった場合、伝票等仕入れ実績の分かる書類の写し、メニューの写しをはじめ、必要な書類を提出すること。
- ③ メニュー表示において「京都産たまご使用」等の表示をし、「京の食彩券対象メニュー」であることが確認できること。
- ④ 実績報告時に京都産鶏卵のメニュー提供実績（数・金額）を報告できること。

5 京都産米取扱店（物販店）

- ① 京都府内に所在地があり、かつ、米穀の出荷又は販売の届け出のある、直接消費者に販売している事業者。
- ② 常時京都産米を取り扱っている又は取り扱うことが確実な小売店舗であり、申し込み時点から過去1年以内に、複数回京都産米の取り扱い実績があること。
公益社団法人京のふるさと産品協会より要請があった場合、伝票等仕入れ実績、仕入れルート等、京都産で製造されたことが分かる書面を提出すること。

- ③ 売り場において、「京の食彩券対象商品」、「京都産米商品」であることが確認できる表示を行うこと。
- ④ 実績報告時に京都産米の取扱い実績（量・金額）を報告できること。

6 京の酒取扱店（物販店）

- ① 酒類販売業免許を有する、京都府内に所在地のある蔵元および蔵元直営店
- ② 売り場において、「京の食彩券対象商品」、「京都産使用商品」であることが確認できる表示を行うこと。
- ③ 公益社団法人京のふるさと産品協会より要請があった場合、伝票等原料仕入れ実績、原料仕入れルート等、京都産で製造されたことが分かる書面を提出すること。
- ④ 実績報告時に当該加工品の取扱い実績（数・金額）を報告できること。
- ⑤ 対象加工品は原材料に京都府産農林水産物が使用されている全アルコール（清酒、リキュール等）
- ⑥ 対象原材料・京都府産農林水産物の使用割合は指定しない。

7 宇治茶取扱店（物販店）

- ① 京都府内で店舗等を有する宇治茶の小売事業者であること
- ② 京都府茶協同組合の組合員であることまたは、京都府茶協同組合の組合員が扱う宇治茶の確実な仕入れルートを有する小売事業者であること

8 JA グループ京都農業法人協会関係店（物販店）

- ① JA グループ京都農業法人協会に加入している農業法人
- ② 京の食彩券利用期間中京都産農林水産物を取り扱っている又は取り扱うことが確実な小売店舗であること。公益社団法人京のふるさと産品協会より要請があった場合、伝票等仕入れ実績、仕入れルート等、京都産で製造されたことが分かる書面を提出すること。
- ③ 売り場において、「京の食彩券対象商品」であることが確認できる表示を行うこと。
- ④ 実績報告時に京都産農林水産物の取扱い実績（量・金額）を報告できること。

9 京都府農業法人経営者会議関係店（物販店、飲食店）

- ① 京都府農業法人経営者会議に加入している農業法人
- ② 京の食彩券利用期間中京都産農林水産物を取り扱っている又は取り扱うことが確実な小売店舗であること。公益社団法人京のふるさと産品協会より要請があった場合、伝票等仕入れ実績、仕入れルート等、京都産で製造されたことが分かる書面を提出すること。
- ③ 売り場において、「京の食彩券対象商品」であることが確認できる表示を行うこと。
- ④ 実績報告時に京都産農林水産物の取扱い実績（量・金額）を報告できること。